

### <緊急事態宣言期間中の対応について>

- Q. 有観客かつリアルタイムフル配信で公演を行う予定でしたが、緊急事態宣言を考慮し、急遽、無観客のリアルタイムフル配信で公演を実施しました。公演日より前に(様式 4-2)事業計画変更届出書の提出ができなかったのですが、事後提出は認められますか。
- A. 緊急事態宣言期間中に公演を実施予定の採択案件に限り、(様式 4-2)事業計画変更届出書の提出は事後も可能としますが、なるべく早く提出してください。
- Q. リモートワークが推奨されているため、代表者印押印の提出が決められた期日までに完了しない場合、どのようにしたら良いのでしょうか。
- A. 代表者印が必要な書類について、緊急事態宣言の期間内に限り、押印なしで一旦提出し、事業完了日までに提出した書類に代表者印を押印し提出することで認められます。
- Q. 請求書のやりとりに通常よりも時間を要するため、事業完了日の変更を認めてもらえないでしょうか。
- A. 緊急事態宣言が発出されている地域においては、緊急事態宣言を理由として、(様式 4-2)事業計画変更届出書の提出により、事業完了日の変更が認められます。
- Q. 緊急事態宣言が出た為、公演日を変更したいと思っておりますが、まだ日程の調整がつかず、変更届が提出できません。どうしたら良いのでしょうか。
- A. 変更となる日程が決まり次第早急に(様式 4-2)「事業計画変更届出書」をご提出ください。ただし、公募要項 54 頁にある通り、公演の日時の変更は「変更届出ができる日」が決まっておりますので、10月1日以降の変更や、変更日となる日程が決まらない場合は、(様式5)「間接補助事業事故報告書」をご提出の上、公演日が決まり次第改めてご申請ください。

### <今般(令和3年4月23日事務連絡発出)の緊急事態措置期間における採択公演の取扱いについて>

- Q. 25 日から直ちに無観客化・延期等を実施すると多大な混乱が生じてしまう恐れがあるため、当初の予定通り有観客での開催を検討していますが、どのように対応すればよいのでしょうか。
- A. 本事業(J-LODlive1, 2)に申請・採択されている案件のうち、今般の緊急事態宣言期間中(4月25日～5月11日)に開催される公演を実施するにあたっては、無観客での開催が原則となりますが、無観客化・延期等を実施すると多大な混乱が生じてしまうために有観客で実施する必要がある場合には、該当の特定都道府県及び国に必ず相談してください。
- Q. 相談先の「国」とはどこですか。
- A. 演劇分野であれば文化庁、音楽分野であれば経済産業省にご相談ください。
- Q. 観客への周知に要する時間が足りない等の多大な混乱が生じてしまう理由が例外的に認め

られ得る期間の目安とはいつまででしょうか。

- A. 期間の目安としては、これまでの経過措置と同様に 4 日程度(4 月 27 日の開催まで)となります。